

また、新たな仕組みを運用するための基盤として、国、地方公共団体、既存源泉所有者、掘削等申請者及び温泉利用事業者が責任を分担して、以下のことに取り組むべきである。

- ・温泉の賦存量、水位等の基礎的なデータの収集・解析方法の技術開発
- ・温泉の掘削等を行うに際しての、他の温泉への影響調査
- ・既存温泉の水位、揚湯量（ゆう出量）、水温等に関するデータの継続的な測定

さらに、国は、温泉資源の保護に関する調査研究、とりわけ大深度掘削による温泉源や地盤環境への影響についての調査研究を一層推進する必要がある。

(2) 温泉の成分等の情報提供の充実

① 課題

温泉法では、温泉利用施設において温泉成分、禁忌症等の掲示をすることを義務付けている。これは、温泉の特定成分が浴用・飲用利用に際して特定の疾患に有害である場合があることなどから、温泉利用者の健康保護、安全・安心の確保のために行っているものである。

一方で、温泉利用の拡大、温泉に対するニーズの多様化が進む現在においては、温泉成分等の掲示は、温泉への信頼を維持するための情報提供、ひいては、温泉資源の持続可能な利用の基礎となる情報としての意味も併せ持つものとなっている。

温泉成分等の掲示に関しては、中央環境審議会での審議を経て、平成 17 年に加水・加温、入浴剤の添加等が掲示項目に追加されたが、掲示される成分分析結果の有効期間の在り方等がなお検討課題として残されたところである。

② 対応の在り方

温泉の成分は、温泉の汲み上げ利用に伴い周辺の地下水が混入すること等を原因として、時間の経過とともに徐々に変化する場合がある。したがって、温泉成分について正確な情報の掲示を確保するとともに、信頼できる情報を求める温泉利用者のニーズに対応するため、さらには、温泉成分の変化を把握し温泉資源保護の基礎データとして役立てるためにも、温泉利用事業者に対し、定期的な温泉成分等の再分析及びその分析結果に基づく掲示を義務付けるべきである。

再分析を行う期間については、温泉成分の変化は急激にではなく徐々に進行する場合が多いと考えられること、従来より概ね 10 年ごとの再分析が指導されてきたこととの整合性、温泉利用事業者の費用負担に対する配慮、諸外国における再分析の取扱い等の様々な事情を踏まえ、10 年ごとに行うことが妥当と考える。また、温泉利用事業者による自主的な情報提供として、加水・加温・循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度、加水する場合の水道水・井戸水・沢水等の別、源泉の状況（自

噴・動力揚湯の別、ゆう出量、掘削深度など)、温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度等の情報を提供することが期待される。さらに、地殻変動等の自然現象が温泉の成分に大きな影響を及ぼしていることが予測される場合等においては、変化の目安を知るための簡易な手法、例えば、塩分濃度や電気伝導度等の測定により、急激な変化の有無を自主的に確認するよう心がけることも望まれる。

温泉の利用上の注意事項、禁忌症及び適応症に関しては、それぞれ最近の医学的知見を踏まえた調査検討を一層推進する必要がある。また、利用者にわかりやすい掲示内容や掲示方法というものについて必要な見直しを検討すべきである。

(3) 魅力ある温泉地づくり

国民の温泉に対するニーズは多様化しており、温泉そのものや、個性ある温泉地の自然や歴史文化、それらを大切にする温泉地の取組みといった要素が重視されている。また、温泉地に期待される快適な環境の確保の観点から河川湖沼など周辺環境の維持改善や交通に伴う混雑、排ガス対策等も重要となっている。これら多様化するニーズに対応した魅力ある温泉地づくりを進めるには、温泉を直接提供する事業者のより一層の創意工夫とともに、国や地方公共団体、特に地域との連携が重視される市町村の役割が大切である。

各温泉地では、これまでも地元の人たちを中心に現代の利用形態に見合うよう工夫を凝らした温泉地づくりがなされてきているが、日本古来の温泉の伝統的文化である湯治を含めた上手な温泉利用の在り方についても検討をすることが大切である。

更に、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり育むためには、健全な温泉利用の全国的モデル地域である「国民保養温泉地」の育成、国民の関心が高まっている心身の健康づくりや自然体験・エコツーリズムなどと組み合わせた温泉地の整備など、国や都道府県等はソフト・ハード両面での温泉地への支援策を検討・実施すべきである。また、関係府省が連携し、温泉行政及び観光行政の推進に取り組むべきである。

(4) 温泉行政に関するその他の課題

温泉利用の許可について、個人事業主による事業が相続された場合に、相続人が再度許可を受けることとされているが、規制緩和の観点から許可を承継できるようにすべきである。

また、都道府県が的確な温泉行政を行うためには、温泉の利用許可を得た温泉利用事業者のその後の活動実態を把握する必要がある、公共の利用を廃止した場合等の手続についても検討すべきである。

さらに、メタンガスや硫化水素ガスなどに対する安全対策も推進すべきである。

温泉の分析方法及び療養泉の泉質等を定めている鉱泉分析法指針については、分析技術の進歩及び分析機器の開発等を踏まえ適宜見直しを行うべきである。

平成 13 年の温泉法改正の内容、すなわち、掘削等の許可の有効期間を 2 年間としたこと、掘削等の工事が完了し又は廃止する場合の都道府県知事への届出を義務付けたこと、温泉の成分等の掲示を行う際の事前の都道府県への届出を義務付けたこと、及び温泉分析機関の省令に基づく指定制度を法律に基づく登録制度としたことについては、順調に施行されており、温泉資源の有効活用、温泉の適正な利用の推進等の観点から、引き続き有効かつ適切な措置と考えられる。

○温泉行政の諸課題に関する懇談会委員

石川 理夫	温泉評論家
今橋 正征	東邦大学名誉教授
岡部 昭典	静岡県健康福祉部生活衛生室長
岡村興太郎	(社) 日本温泉協会常務理事
甘露寺泰雄	(財) 中央温泉研究所所長
《座長》菊地 邦雄	法政大学人間環境学部教授
竹村 節子	(株) 現代旅行研究所専務取締役
前田 眞治	国際医療福祉大学・大学院リハビリテーション学領域教授
村田 彰	流通経済大学法学部教授 (法学部長)

○懇談会の開催経過

第1回：平成18年6月22日

- 懇談会開催の背景及び趣旨
- 最近の温泉行政の動き及び温泉の現状
- 平成13年改正温泉法による規制の新設に係る施行状況の検討

第2回：平成18年7月24日

- 温泉の成分分析
- 温泉資源の保護対策

第3回：平成18年9月4日

- 温泉利用上の注意事項及び禁忌症等
- 魅力ある温泉地づくり
- 諸外国の温泉の活用実態

第4回：平成18年10月6日

- 温泉資源の保護対策 (温泉研究機関等からの意見聴取)
- 諸外国の温泉法制度
- 温泉行政の諸課題に関する論点整理

第5回：平成18年10月27日

- 懇談会報告書 (案)

参考資料

1. 全国的に見た温泉利用状況の推移

(1) 源泉数の経年変化	1
(2) 温泉ゆう出量の経年変化	1
(3) 温泉利用の宿泊施設数及び公衆浴場数の経年変化	2
(4) 温泉利用宿泊施設の収容定員と宿泊利用者数の推移	2
(5) 温泉利用状況データ	3
(6) 温泉法に基づく行政処分状況データ	5

2. 温泉の掘削深度

(1) 新規掘削申請の深度別推移	8
(2) 掘削深度別割合の推移	8

3. 掲示している成分分析表の経過年数割合

4. 旅行者動向及び観光の実態と志向

(1) 宿泊観光の主な目的	11
(2) 宿泊観光の旅先での行動	11
(3) 行ってみたい旅行タイプ	12
(4) 旅行の実績	13

5. 国民保養温泉地一覧（平成 18 年 9 月現在）

6. 登録分析機関一覧（平成 18 年 4 月現在）

7. 温泉法の概要

